

「72 時間使用可能な非常用発電設備の降灰対策フィルターの開発に関する

共同研究」公募実施要領

1 件名

72 時間使用可能な非常用発電設備の降灰対策フィルターの開発に関する共同研究

2 業務概要

(1) 共同研究内容

東京都では、「大規模噴火降灰対応指針」において自家発電設備（以下、「自家発」という）の整備を促進することとしており、当局でも 72 時間分の燃料確保と共に自家発の整備を推進している。

大規模噴火時には火山灰により自家発の動作不能が予想される。そこで、燃料確保分の運転を継続して行うための、機関への火山灰の侵入を防ぐフィルターと、それが目詰まりした際に自動で清掃等を行い、既存施設に容易に設置できる小型で独立可動型のユニットを開発する。

(2) 契約期間

契約締結の日の翌日から約 3 年間

(3) 履行場所

ア 東京都世田谷区玉川田園調布一丁目 19 番 1 号

研修・開発センター 開発課

イ その他当局の指定する場所

3 適用

本共同研究の公募には、本要領の他に以下の要領等を適用する。内容等が相違する場合、本要領を優先し、次に（１）を優先して適用する。

（１）企画書作成要件（72 時間使用可能な非常用発電設備の降灰対策フィルターの開発に関する共同研究）（以下、企画書作成要件という。）

（２）東京都水道局共同研究応募要領（令和 7 年 11 月）（以下、応募要領という。）

4 公募実施目的

本件には、複数の開発手法が存在し、そのいずれかを選択することにより、目的の達成度や効果に大きな差異が生じる可能性がある。このため、広く専門的な知見やノウハウを基にした提案を募ることにより、より優れた提案を選定するために実施するものである。

5 応募資格

共同研究を申し込む業者（以下「応募者」という。）は、次の条件を満たしていることを必要とする。

- （１）地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成 18 年 4 月 1 日付 17 水経契第 724 号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- （３）経営不振の状態(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、東京都水道局が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にない者であること。
- （４）東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱(平成 22 年 11 月 15 日付 22 水経契第 368 号)第 3 条第 1 項又は第 2 項に基づく排除措置期間中でない者であること。

6 公募型共同研究事前説明会について

事前説明会は開催しない。

7 業務内容等に関する質問の受付

業務内容等に関する質問がある場合は、次により受け付けるものとする。

（１）受付期間

令和 7 年 12 月 11 日から令和 7 年 12 月 26 日 17 時まで

（２）質問票提出先アドレス

[kaiha2\(at\)waterworks.metro.tokyo.jp](mailto:kaiha2@waterworks.metro.tokyo.jp)

※メール送信の際は、(at)を@に置き換えてください。

（３）提出方法

任意の様式に内容を簡潔に記載し、E メールにより提出する。

提出に当たっては、会社名、代表者名、住所（所在地）、担当者、連絡先の電話番号及びメールアドレスを明記すること。

（４）回答

質問に対する回答は、質問者及び応募者全員に、令和 8 年 1 月 9 日 17 時までに、E メールにより直接回答する。

8 公募型共同研究の応募方法

公募型共同研究に応募する場合は、次により受け付けるものとする。

（１）受付期間

令和 7 年 12 月 11 日から令和 8 年 1 月 23 日正午まで

(2) 応募先アドレス

7 (2) と同じ

(3) 提出方法

任意の様式に応募の旨を記載し、Eメールにより提出する。

提出に当たっては、会社名、代表者名、住所（所在地）、担当者、連絡先の電話番号及びメールアドレスを明記するとともに、提出データには、パスワードを設定すること。

(4) 担当部署

東京都水道局研修・開発センター 開発課

9 提出物

応募者は、以下の資料を提出するものとする。

(1) 提出様式及び内容

ア 企画書

「応募要領 第4 企画書」のとおり漏れなく記載し、提出する。

企画書の各項目については、別に掲示する企画書作成要件に示す内容を漏れなく記入すること。

なお、表紙を除き、応募者名、会社のロゴなど、応募者を推定できるものは記入しないこと。

イ 会社概要

会社概要の URL 又は会社概要の冊子、データなどを提出する。

ウ 公表済み産業財産権等

「応募要領 第6 公表済み産業財産権等 2 情報の提出」に記載された情報を漏れなく提出する。

エ プレゼンテーション資料

企画書の記載内容を説明するプレゼンテーション用資料を提出する。

なお、表紙を除き、応募者名、会社のロゴなど、応募者を推定できるものを記入しないこと。

(2) 提出方法

9 (1) アからエまでの PDF データ一式を、次のうちいずれかの方法で提出すること。

また、プロパティ部分に、応募者名、応募者が推定できるものを記載しないこと。

なお、当局は、事故等による不着の責任は負わない。

ア Eメール又はファイル転送サービスによる提出

会社名、代表者名、住所（所在地）、担当者、連絡先の電話番号及びメールアドレスを明記するとともに、提出データには、パスワードを設定すること。

なお、ファイル転送サービスを使用する場合には、セキュリティが担保されたファイル転送サービスを使用し、情報漏えいに十分配慮した形で提出すること。

イ 提出データを格納した BD-R 等を持参、郵送又は信書便による提出

BD-R 等は、ハードケースに入れて提出すること。

なお、持参の場合の受付時間は、12（7）に定める営業日の午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後5時までとする（最終日を除く）。

（3）提出先アドレス

7（2）と同じ

（4）提出場所

〒158-0085

東京都世田谷区玉川田園調布一丁目19番1号

研修・開発センター 開発課

（5）提出期限

令和8年1月23日 正午まで（必着）

期限内に9（1）アからエまでの一部が未提出であった場合、その提出者は本共同研究に応募しなかったものとみなす。

また、期限を過ぎて到着・持参された提出物については、一切受領しない。

10 審査の実施

（1）審査方法

書類による審査とする。審査は当局の技術開発検討委員会において局内の審査委員が行う。

なお、審査のため、提出物の提出期限以降に、当局より追加の資料提出を依頼する場合がある。提出方法は9（2）のいずれかによるものとし、提出可能である場合は3営業日以内に依頼した資料を、不可能である場合は3営業日以内に理由を提出すること。

（2）審査及び選定

別に掲示する「超音波流速測定機器の開発に関する共同研究評価基準」に基づき提出物を評価し、選定する。

11 結果通知

審査結果については、令和8年3月16日までに書面の郵送により通知する。

12 その他

（1）応募に係る費用は、全て応募者負担とし、当局は一切費用を負担しないものとする。

（2）提出物は、原則として返却しないものとする。

- (3) 審査内容の質問には、一切応じない。
- (4) 詳細については、当局の指示に従うこととする。
- (5) 応募者は提出物の提出と同時に、提出物に係る応募者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を無償で当局に譲渡するものとする。また、応募者の著作権以外の権利関係の処理は応募者の責任と経費において行うものとする。

なお、応募者は、提出物に係る著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
- (6) 審査の結果、いずれの提案も採用しない場合がある。
- (7) 営業日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日を算入しない日数をいう。

問合せ先

東京都水道局 研修・開発センター 開発課

電話 03-5483-3513

E-mail : [kaiha2\(at\)waterworks.metro.tokyo.jp](mailto:kaiha2(at)waterworks.metro.tokyo.jp)

※メール送信の際は、(at)を@に置き換えてください。